

給食費の返金に関する取扱いについて

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動に御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、春日市小中学校の学校給食を運営する春日市学校給食会理事会では、児童生徒が連続した日数で給食を受けられない場合、給食費の取扱いを下記の通りとしておりますのでお知らせします。

保護者の皆様には、御理解いただきますとともに、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 小学校給食費の取扱いについて

(1) インフルエンザ、台風その他の自然災害等によって学級閉鎖又は休校で突発的に実施しなかった場合

- ・ 5日以上の連続した学級閉鎖又は休校が発生した場合は、閉鎖日の5日目から給食費を返金する（給食のない日は除く。）。
- ・ ただし、新型コロナウイルス感染症により**学校全体の休校措置**をとった場合は、閉鎖日の2日目から返金する。
※新型コロナウイルス感染症による**学級・学年閉鎖**の場合は、食材量の微調整となり発注後の変更が困難なため、閉鎖日の5日目から返還します。

(2) 入院・冠婚葬祭・感染症等（※新型コロナウイルス関連の出席停止を含む。）またはオンライン授業により、5日以上給食を食べない場合（給食のない日は除く。）

- ・ 保護者から、事前に「春日野小学校 給食停止申請フォーム」による給食停止連絡を行った場合に限り、申請日の5日後から給食の返金を行う。
※フォームによる申請を確認後、返金がある場合のみ、後日金額をお知らせします。
※停止期間を延長する場合は、再度フォームによる申請が必要です。
給食の停止は申請日の5日後から可能となりますので、
停止期間を延長する場合は、早めに申請をお願いします。

「春日野小学校 給食停止申請フォーム」

二次元コード→

リンク↓

<https://forms.gle/xNXJuTBurzZKSu7TA>



(問い合わせ先)

春日市立春日野小学校
事務室

092 - (593) - 2002